

蓮田市小規模契約希望者登録申請をなさる方へ

【一般的事項】

1 目的

この登録制度は、蓮田市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品の購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請（指名参加願）の無い方でも契約することが出来る「小額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に指名業者の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

〔登録できる方〕

- ① 蓮田市内に主たる事業所を置き、指名参加願いを提出していない方（適法の範囲内で、希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）

〔登録できない方〕

- ① 蓮田市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ていない方
- ③ 競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出している方

この登録申請をした方は、「蓮田市小規模契約希望者登録名簿」に掲載し庁内に提供し、蓮田市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。また、登録をしないことによって、今後小規模契約が出来なくなるものではありません。

2 有効期間

令和3年12月31日現在の登録者については、令和4年1月1日以降の登録は、自動的に継続されます。新規登録者についてもその後は、同様に取扱います。

登録者は、登録の取消し又は登録内容に変更が生じた場合には、必ず連絡をして下さい。

なお、申請は随時受け付けています。

3 契約者の選定方法

原則として複数の業者との見積競争により、最も低価な見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。

4 随意契約又は請書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず**契約書又は請書により契約**します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

なお、**随意契約による場合は、建設工事が130万円以下、業務委託が50万円以下、物品購入が80万円以下**となりますが、場合によっては写真等の書類提出も有りますので発注課の指示に従ってください。また**請書による場合は、30万円以下**となります。

5 下請け等の禁止

契約の履行は、蓮田市契約規則、蓮田市建設工事等請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、**自ら履行することを原則とし、下請けは認めませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）出来る業種**を記載してください。

6 請負代金支払時期

請負代金の支払いは、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日（建設工事は40日）以内です。前払金、中間払金は有りません。

7 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはいけません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

8 登録名簿の公開

この登録名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご承認のうえ申請してください。

【申請書の書き方】

1 「住所又は所在地」

- ① 事業所の所在地を記入してください。
- ② 個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を住所として記入してください。

2 「商号又は名称」

- ① 法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「代表者職、氏名」

- ① 「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

4 使用印鑑

- ① 使用印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用することとなるものです。
- ② 法人の場合は、代表取締役印（登録印）を、個人事業主の場合は、実印でなくとも結構ですが、ゴム等の変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。

5 「希望業種」

- ① 5業種以内であれば、内容の制限は有りません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合は、それらを受けてなければ申請出来ません。
- ② 業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を希望業種の右欄に記入してください。
- ③ 建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

『希望業種の記載例』

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付工事、土留工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、構内電気設備工事、畳製造・修繕、ふすま工事、壁紙貼り付け、ガラス工事・修繕、門扉取り付け、内装間仕切り工事、家具工事、建具取り付け、サッシ取り付け、家電製品販売、スポ

ーツ用品販売、金物、雑貨販売、砂利販売、コンクリート・ブロック販売、カメラ用品販売、パソコン販売、文具販売、生け花販売、種苗販売、・・・・・・・・

ここに記載した業種は、一例です。業種の書き方は問いません。希望する業種を具体的に判りやすく1枠に1業種のみ記入してください。

この制度について不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1

蓮田市 契約検査課 契約検査担当

TEL 048(768)3111(代表) 内線281